

福島市保育所保育実施運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島市子ども・子育て支援法施行細則により、保育実施基準の適正化及び保育実施基準の具体的な運用方針を定め、保育施設等（保育所及び認定こども園（子ども・子育て支援法第34条の確認を受けたものに限る。）をいう。）の入所にかかる事及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業をいう。）に係る事務の公正かつ円滑な執行を確保することを目的とする。

(保育実施基準)

第2条 保育実施の具体的な基準として、別表のとおり「福島市保育所保育実施基準」（以下「保育実施基準」という。）を定める。

2 保育実施基準は、小学校就学前子どもであって、保育所への入所を希望するもの（以下「申請児童」という。）につき、その入所の必要性を判断するための基準を示すものである。

(申請書の提出期限)

第3条 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申請書（以下「申請書」という。）の提出期限は、入所を希望する月の前月の5日までとする。ただし、その日が土日祝日の場合は翌平日とする。なお、4月1日を利用開始希望日とする場合の申請の時期は別に定める。

(家庭状況調査書の記載事項)

第4条 市長は、申請書のほか、「家庭状況調査書」（様式第1号）を定め、申請児童の保護者にその提出を求めるものとする。

(面接調査等)

第5条 市の担当者は、書類審査、面接調査、実態調査等に基づき家庭状況調査書に必要な事項を追記するものとし、市長はこれを支給認定のための資料とするものとする。

(添付書類)

第6条 市長は、申請児童の保護者に対し、子ども・子育て支援法施行規則（以下「施行規則」という。）第1条各号に定める事由に応じ、支給認定のための審査を行うとともに、調査に必要があると認めるときは、次の各号に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 就労証明書（様式第2号）
- (2) 介護・看護状況申告書（様式第3号）
- (3) 求職活動状況申告書（様式第4号）
- (4) 育児休業にともなう保育所継続入所願（様式第5号）
- (5) その他調査のために必要と認める書類

(保育必要量の認定区分)

第7条 市長は、申請児童の保護者による申請書の提出があった場合には、当該申請書、家庭状況調査書その他添付書類等から得た資料に基づき、保育必要量の認定を行うものとする。施行規則第4条第2項に規定する保育必要量の認定を同条第1項本文に規定する区分に分けて行うことが適当でないと認める場合は、原則として、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる時間を保育必要量として認定する。

(1) 子ども・子育て支援法施行規則第1条第3号に掲げる事由

1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)

(2) 子ども・子育て支援法施行規則第1条第6号又は9号に掲げる事由

1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)

(利用調整)

第8条 申請児童の入所の承諾は、申請書、家庭状況調査書その他添付資料の記載内容等に基づき、保育実施基準に従って保育の必要な状況についての優先順位を決め、入所判定会議に諮る等して、市長が決定するものとする。

2 市長は、定員等の事情により、全ての申請児童につきその入所を承諾することが困難な場合においては、その保育を必要とする程度の高い順から順次入所の承諾を行わなければならない。

3 市長は、主たる保育者の状況等を勘案するのみでは前項に定める入所の承諾の判断を行うことが困難であると認める場合には、主たる保育者の状況等に加え、保育実施基準に基づき同居の親族の状況等を総合的に勘案し、入所の承諾を行わなければならない。

(継続入所の申し込み)

第9条 継続入所を希望する児童の保護者は、「保育施設継続利用申込書兼保育児童台帳(様式第6号)」により継続入所の申込を行わなければならない。

2 前項に規定する申込書には、児童の同居家族の状況、父母の勤労状況、祖父母の状況、児童の健康状態等を記載しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度入所分から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

2 市長は、施行規則の施行日前においても、第5条の規定に基づき支給認定のための審査を行うこと及び調査に必要な書類の提出を求めること並びに第7条の規定に基づき保育必要量の認定を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行し、平成29年度入所分から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行し、平成30年度入所分から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月21日から施行し、平成31年度入所分から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行し、令和2年度入所分から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。なお、第2条別表の改正は令和3年度入所分から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月25日から施行する。なお、第2条別表の改正は令和4年度入所分から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月24日から施行する。令和5年度入所分から適用する。